## 第一種動物取扱業の手続きに必要な書類

| 新規登録    | ・【様式第1】第一種動物取扱業登録申請書 ・【様式第1別記】第一種動物取扱業の実施の方法(販売、貸出) ・【参考様式1】動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類(法第10条第2項関係欠格要件非該当確認) ・飼養施設の平面図 ・飼養施設の付近の見取り図 ・動物取扱責任者、重要事項説明者の資格要件を証明する書類(卒業証書、各種修了書、第一種動物取扱業実務経験証明書等) ・事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類 ※手数料:20,000円 <b>犬猫販売業の場合</b> |
|---------|---|
|         | ・【様式第1別記2】犬猫等健康安全計画 (犬猫販売業)<br>法人の場合<br>・登記事項証明書<br>・役員の氏名及び住所  |
| 登録更新    | ・【様式第4】第一種動物取扱業登録更新申請書 ・【様式第1別記】第一種動物取扱業の実施の方法(販売、貸出) ※手数料:20,000円  H30年8月末まで(法改正前に登録した業者) ・【参考様式1】動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類(法第10条第2項関係欠格要件非該当確認)   |
|         | 法人の場合 ・登記事項証明書 ・役員の氏名及び住所   |
| 登録内容の変更 | ・【様式第5】業務内容・実施方法変更届出書 ・【様式第7】第一種動物取扱業変更届出書 <b>飼養施設を設置する場合</b> ・【様式第6】飼養施設設置届出書 <b>犬猫の販売を始める場合</b> ・【様式第6の2】犬猫等販売業開始届出書  |
|         | <b>犬猫の販売をやめる場合</b> ・【様式第7の2】犬猫等販売業廃止届出書   |
| 廃業      | ·【様式第8】廃業等届出書<br>·第一種動物取扱業登録証返納届<br>·【様式第2】第一種動物取扱業登録証  |
|         | 登録証を紛失している場合  |

|        | -【参考様式2】 登録証亡失届  |
|--------|--|
|        | <b>犬猫販売業の場合</b> ・【様式第7の2】犬猫等販売業廃止届出書                       |
| 登録証再交付 | ·【参考様式2】 登録証亡失届<br>·【様式第3】第一種動物取扱業登録証再交付申請書<br>※手数料:3,000円 |